

国境での「二重の処罰」

政治的訴追を受けた香港人に対する日本の入国管理の現状と、

G7「政治的訴追確認制度」の提案



政策提言全文（日本語・繁体中文・English）：<https://acrhk.org/?p=460>

問題の所在

香港公民代表會議（以下「本会議」という。）は、2024 年以降、2014 年以降の香港の民主化運動又は香港国家安全維持法（国安法）に関連して訴追又は収監された香港人が、日本の国境で重大な支障に直面した事例を少なくとも 5 件記録している。

- **羽田空港（2026 年 6 月）**：「民主派 47 人」事件の刑期を終えた岑子杰（ジミー・シャム）氏が、約 20 時間の入国審査を受けた。
- **成田空港（2025 年・2026 年）**：国安法による刑期を終えて出所した 2 人が、それぞれ 1 時間未満、10 時間超留め置かれた。
- **関西国際空港（2024 年）**：2019 年の「暴動罪」事件の当事者が上陸申請の取下げを勧められ、取り下げて香港へ戻った。この人物は、それ以前に日本の別の空港では上陸を認められていた。
- **査証申請（2024 年）**：2019 年以前の事件で収監された当事者が、査証の申請と手数料の支払いを求められ、滞在期間は 3 週間に限られた。一般の香港人には、手数料なしで 90 日間の査証免除が認められている。

羽田・成田・関西の審査官には政治的訴追を認定する手続がなく、結果は空港や担当官によって異なる。平和的な政治活動に対する刑が一般の刑事記録と同列に扱われ、事実上の二度目の処罰が生じていると考えられる。

日本の法律は既に線引きを定めている

出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 4 号は、1 年以上の拘禁刑等に処せられた者の上陸を拒否する一方、「ただし、政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りでない。」と定めている。現行制度に不足しているのは、審査カウンターに立つ前の段階でこの例外を当てはめる手続である。集誌社によれば、岑氏は審査官から 1 年を超えて服役した者は入国させない方針であると告げられたといい、現場では例外が考慮されていなかった可能性がうかがえる。

また日本は、2025 年 12 月の G7 外相声明において、香港当局に対し「このような訴追を停止し」と要請している（外務省仮訳）。

英国：制度ではなく、場当たりの解決

元立法會議員・元民主党主席で「民主派 47 人」事件の被告である胡志偉（ウー・チーワイ）氏は、2026 年 7 月、ヒースロー空港で約 10 時間留め置かれ、当初は退去させると告げられた。元立法會議員の李永達氏によれば、在香港英国総領事館には事前に通知がなされていた。それにもかかわらず、英国貴族院（上院）のアルトン卿を通じた働きかけを経て、内務省の閣僚が退去させないことを確認するまでに約 7 日を要した。一件ごとに議会の介入を要する救済では、今後順次出所する政治犯への対応は難しい。

提案：政治的訴追確認制度（PPVM）

1. **一度限りの確認**：申請者は、参加国のいずれの在外公館又はオンラインでも裁判関係書類を提出でき、当該国の当局が政治犯罪の例外に該当するか否かを判断する。
2. **証明の記録**：証明書は一定期間（例えば 5 年間）又は新たな有罪判決までのいずれか早い時点まで有効とし、出入国管理システムに記録する。証明を受けた者は、同じ旅券を持つ他の者と同じ条件（査証不要・手数料なし・旅券の預かりなし・滞在期間の短縮なし）で入国できる。
3. **電子渡航認証への引継ぎ**：証明は日本の JESTA（2028 年度導入予定）及び各国の同種制度に自動的に引き継ぎ、証明済みの有罪判決のみを理由とする搭乗拒否が生じないようにする。
4. **申請者の保護**：香港当局への記録請求を求めず、香港当局と情報を共有しない。香港域外から申請できるようにする。
5. **適用範囲と限界**：人身に対する暴力を伴う有罪判決は通常の審査の対象とする。香港及び中華人民共和国当局の公式数値では、有罪判決又は善行保証命令〔守行為〕を受けた者は約 2,800 人であり（実際の対象者はこれを下回る）、対象者数は限られている。
6. **G7 における相互承認**：G7 の一国が行った判断を、他の加盟国も受け入れる。

要請事項

- **日本**：本制度を創設し、証明を受けた者に対する査証の要求、手数料、旅券の預かり及び滞在期間の短縮をやめること。JESTA の導入前に、その取扱いを公表すること。
- **英国**：在外公館による事前通知を、英国 ETA を含め、法的効力を持つ正式な手続とすること。
- **G7**：2025 年 12 月の「このような訴追を停止し」との要請の具体化として、共通の例示リストと相互承認について合意すること。

本提言は、国境管理の権限を手放すよう求めるものではなく、各国の法律が既に定める区別を、明確な手続により適用するよう求めるものである。